

(介護予防) 特定施設入居者生活介護

養護老人ホーム和幸園

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(宮崎県知事指定第 4570400855号)

当施設は、要介護入居者に対して特定施設入居者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容等、施設生活においてご注意頂きたいことを次のとおり説明します。

※当施設への入所は、日南市からの委託によりおこないます。

◇ ◆目 次◆ ◇

1.	施設経営法人	2
2.	ご利用施設に関する事項	2
3.	居室・設備の概要	3
4.	職員の配置状況	4
5.	当施設が提供するサービスの概要ほか	5
6.	施設の利用料金	6
7.	介護サービス利用料金の支払い方法	7
8.	入所中の医療の提供について	8
9.	認知症の方への対応	8
10.	入居者の尊厳	8
11.	身体拘束の廃止	8
12.	施設を退所していただく場合	9
13.	残置物引取りについて	10
14.	苦情の受付について	10
15.	緊急時・事故時の対応	11
16.	損害保険の加入及び内容	11
17.	個人情報の取り扱い	12

社会福祉法人 敬和会

高齢者生活支援施設 (養護老人ホーム) 和幸園

0987-(22)-5055

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 敬和会
(2) 法人所在地 宮崎県日南市大字風田3224番地
(3) 電話番号 0987-23-1045
(4) 代表者氏名 理事長 谷口 弥三郎
(5) 設立年月日 昭和47年10月

2. ご利用施設に関する事項

- (1) 事業の種類 養護老人ホーム (特定施設入居者生活介護)
平成23年4月1日指定 (宮崎県第4570400855号)

平成27年10月1日

(介護予防) 一般型特定施設入居者生活介護に変更

- (2) 施設の目的 老人福祉法(昭和38年法律第133号、以下「法」という)に定める養護老人ホームの業務を行い、同法の理念に基づき高齢者が自立した生活を送れるよう、また、老化に伴い介護サービスが必要とする者が、特定施設に入所するに際し、適切に支援し福祉サービスを提供させていただきます。

- (3) 施設の名称 養護老人ホーム 和幸園
(4) 施設所在地 宮崎県日南市大字風田3200番地
(5) 問い合わせ電話番号 (TEL) 0987-22-5055
(FAX) 0987-22-2716
(6) 施設長(管理者)氏名 施設長 吉本 延文

(7) 施設の運営方針

- ・介護保険法の居宅サービスや介護予防サービスにも積極的に取り組むため、特定施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、地域で自立を支える拠点施設として常に時代に先駆ける先駆的な福祉事業に取り組んでいきます。
- ・小集団自立(自律)管理的運営手法により効果的な経営・運営・サービスの推進、また、自立支援のためのソーシャルワーク機能の強化を図ると共に、利用目的範囲内での個人情報適法かつ適正に取り扱っていきます。

- (8) 開設・移転年月日 昭和26年9月 1日 養老院として設置
昭和38年8月 1日 養護老人ホームに変更
昭和51年3月31日 全面改築(朝陽閣)
昭和59年10月1日 日南市から経営委託
平成18年4月 1日 日南市と指定管理者契約
平成23年4月 1日 民設・民営の施設として
日南市風田に移転新築

- (9) 入所定員 50名

- (10) その他 福祉サービス第三者評価の実施状況 無し

3. 居室・設備等の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、利用者の希望・身体状況・居室の空き状況を勘案して決定しますが、他の居室を希望される場合は、その旨をお申し出下さい。（但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もございます。）

居室・設備の種類	室数	備考
居室（1人部屋）	53室	洗面所、冷暖房完備
娯楽室	1室	共用テレビ、カラオケ設備
事務室・生活相談室	1室	ケアプラン作成室兼用
食堂・ホール	1室	50席、共用テレビ、カラオケ設備
静養室	1室	ベッド1台設置
洗濯室	3室	3カ所 洗濯機10台
霊安室	1室	
浴室	1室	共同一般浴槽・一般小浴槽
医務室	1室	看護職員、嘱託医師回診
便所	16ヶ所	必要に応じてPトイレ設置

☆居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、利用者の心身の状況や居室の空き状況により施設でその可否を決定します。その際には、ご契約者等と協議のうえ決定するものとします。（但し、施設の都合による緊急性、あるいは感染症対策などによる一時的措置として行なわれる場合においては、同意なしに変更する場合があります。）

☆居室に関する特記事項：居室への持ち込み品（信仰に関わるもの・なじみのある物等）については特段規定しておりませんが、食中毒等の関係上スタッフ確認のうえスタッフ管理とさせていただく場合があります。ご利用の際にご相談ください。

公衆電話は正面玄関（ロビー内）に設置しております。

郵便物に関しては、本人立会いで確認後、本人または家族へお渡し致します。

(2) ご利用される居室

170 号室を予定しております。
施設・設備としてご負担いただくものはございません。

4. 職員の配置状況

当施設では、特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤 換 算
施設長（管理者）	1名
生活相談員	1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	7名以上
計画作成担当者	1名以上

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間の総数を当該施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

※ 介護職員には、介護福祉士、ヘルパー2級を含みます。

※ 看護職員には看護師、准看護師を含みます。

《主な職種の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制
医師	非常勤
支援員兼 介護職員	○ : 7:00～16:00 平 : 8:00～17:00 × : 13:00～22:00 夜勤②: 22:00～ 7:00 B : 7:00～16:00 C : 8:00～17:00 D : 10:00～19:00 E : 13:00～22:00 夜勤①: 22:00～ 7:00 AM: 8:00～13:00 PM: 14:00～19:00
看護職員	早番: 8:00～17:00 日勤: 8:30～17:30
生活相談員 計画作成担当者 栄養士 管理者・事務員	平日: 8:00～17:00 9:00～18:00 土曜: 8:00～12:00 9:00～13:00

5. 当施設が提供するサービスの概要ほか

〈サービスの概要〉

① 居室の提供

② 食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を個別に考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますが、体調不良や希望により居室等でとっていただくことも可能です。

(食事時間)

朝食：7:30～8:30

昼食：11:30～12:30

夕食 17:30～18:30

③入浴

- ・入浴または清拭を週2回以上行います。
- ・希望あるいは必要に応じてシャワーの利用はできます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限利用した援助を行います。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ・年2回の健康診断を実施します。

⑥自立への援助・

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・寝返りのできない利用者は2時間おきに体位変換を行い、褥創予防に努めます。

⑦日課と余暇指導

- ・行事、クラブ活動等利用者が参加したい交流の場への自由な参加を援助します。
- ・施設周囲の花壇にて花等自分で栽培したい利用者の美化に対する援助をします。

⑧(介護予防) 特定施設サービス計画作成

⑨生活相談

⑩自立した日常生活を営むための介護支援

⑪安否確認

- ・日常的サービスを当該入居者と係りながら自立生活支援のための見守りの援助並びに安否確認を行う。
- ・夜間については、夜勤介護員が訪室し安否確認を行い、その様子を記録する。

⑫外出および外泊

- ・利用者は、外出および外泊をしようとするときは、その都度外出・外泊簿にて届け出て承認を得てください。

⑬面会

- ・外来者と面会するときは、指定された場所において面会してください。

⑭その他の基本的サービス

- ・シーツ等リネン類の定期交換および日常生活に必要な物品の給与。
- ・月に1回、理容師の出張による理髪サービスを利用いただけます。
- ・ご希望により預金管理を行ないます。
- ・行政機関等からの郵便物等は開封、確認させていただき、手続きが必要な場合は行います。内容によっては、ご家族に依頼します。

6. 施設の利用料金

<p>施設の利用料金は、老人保護措置費の国庫負担について（昭和47年6月1日・厚生省社第451号）別紙2費用徴収基準別表1養護老人ホーム被措置者費用徴収基準によります。納付は入所者個人の納付となります。</p> <p>入所後は毎年当施設で収入申告の事務手続きを代行いたします。</p>						
介護サービス利用料金	<p>要支援、要介護認定者が介護サービスを受けた場合は、その費用の一角が自己負担となります。</p> <p>但し費用徴収対象収入による階層区分により、負担減算があります。</p> <p>サービス利用料金（月額）</p>					
	介護サービス費（単位）	要介護1 16802	要介護2 18879	要介護3 21049	要介護4 23064	要介護5 25203
	1割自己負担	16,802円	18,879円	21,049円	23,064円	25,203円
	介護予防	要支援1・・・5673単位		利用者自己負担額	5,673円	
		要支援2・・・9703単位		利用者自己負担額	9,703円	
「加算料金」						

※介護職員等処遇改善加算

- ・(Ⅰ) 12.8% ・(Ⅱ) 12.2% ・(Ⅲ) 11.0% ・(Ⅳ) 8.8%

※サービス提供体制強化加算

- ・(Ⅰ) 介護福祉士 70%以上等：22単位/日
- ・(Ⅱ) 介護福祉士 60%以上等：18単位/日
- ・(Ⅲ) 介護福祉士 50%以上等：6単位/日

※夜間看護体制加算

- ・9単位/日

※認知症専門ケア加算

- ・(Ⅰ) 3単位/日 ・(Ⅱ) 4単位/日

※協力医療機関連携加算

- ・40単位/月

※個別機能訓練加算

- ・12 単位/日

※看取り介護加算（死亡月に算定）

- ・死亡日以前4日以上30日以下 144 単位/日
- ・死亡日の前日及び前々日 680 単位/日
- ・死亡日 1280 単位/日

※栄養スクリーニング加算

- ・5 単位/回

『その他自己負担となるもの』（保険外の費用で利用者の負担となるもの）

- 一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用
- 二 おむつ代
- 三 日常生活費のうち、入所者が負担することが適当と認められる費用

7. 介護サービス利用料金の支払い方法

前記の介護サービス利用料金は、1 カ月毎に計算して請求致しますので翌月 20 日頃までに、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 窓口での現金支払い
- ② 指定口座への振込み

* 預金証書等を当施設へお預けいただいている方は、管理責任者及び出納担当者により、適正に引き落とします。

* 支払いが確認できた場合、所定の領収書を翌日請求に合わせて発行いたします。

8. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合、入居者および身元引受人の希望により、下記医療機関において、診療や入院治療を受けることができます。

但し、優先的な診療・入院治療を保証するものではなく、義務付けるものでもありませんが、入居者の状態によっては専門医への受診、治療等に関することについてご協力をお願いする場合があります。

○協力医療機関

① 医療法人 南風会 島田内科胃腸科

日南市園田 1-2-10 TEL 0987-23-2233

② 医療法人 アーク 昭寿園前歯科

日南市大字風田 3860 番地 25 TEL 0987-31-1800

③ 医療法人 同仁会 谷口病院

日南市風田 3861 番地 TEL 0987-23-1331

その他必要に応じて協力頂いている病院もあります。

※入退院の送迎は、原則家族にお願いします。対応できない場合は園で対応します。

※入院された場合、入院先に出向いての洗濯物引取りや定期入れ替えは、業者対応を勧めています。ご家族の方での対応できる場合はご家族の方をお願いします。

※養護老人ホームの配置基準、目的は他の福祉施設と異なる為、常態的に医療行為が必要になり、自己管理が難しい場合は状況に合った施設等へのご案内を致します。

9. 認知症の方への対応

- 認知症の場合でも、特定施設サービス計画に基づき個別に対応しますが、利用者の必要に応じて居室を変更する場合があります。
- 拘束、抑制は原則行ないません。但し、生命の危険性、他利用者への著しい影響（危害・生活不安等）を及ぼすと考えられた場合、家族または身元引受人への説明および同意の上一時的に行なうこともあります。
- 認知症進行が著しい場合は、専門医受診を進めていきますが、それでもなお当施設での対応が困難な場合は、家族または身元引受人と相談の上、その利用者に適した施設を探すお手伝いをさせていただきます。

10. 入居者の尊厳

入居者の人権擁護・虐待防止のための指針等を作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の廃止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 2. 委員会の設置

感染症対策委員会、人権擁護・虐待防止委員会、身体拘束等の適正化委員会、事故防止委員会を設置し定期的に委員会の開催を行います。事故防止委員会に関しては月に1回委員会の開催を行います。

1 3. 施設を退所していただく場合

以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、退所していただくこととなります。

(1) 任意退所

- ①入所者および家族から退所の申し出があった場合。
- ②入所者が長期の療養が必要とされ、連続して3ヶ月を越えて病院等に入院が見込まれるとき。
- ③入所者が死亡した時。
死亡した利用者に葬祭を行なうものがない場合は、法13条第3項の規定により葬祭の委託を受け、葬祭を行います。

(2) 無断退所

事業者からの申し出により退所して頂く場合

- ①利用者が無断で外出および外泊し帰園の見込みがないとき、最長7日以上帰園しないときは退所とみなし、所定の手続きを致します。

(3) 命令退所

利用者が施設内禁止事項に違反し施設長の指示指導を遵守しない場合は、福祉事務所と協議し退所して頂くことがあります。

- ① 宗教や習慣の違いで他人を非難・攻撃し、又は自己の為に他人の事由を侵すとき。
- ② 喧嘩や口論などで園内の静穏を乱し、園内の秩序や風紀を乱す言動または迷惑をかける行為がある場合。
- ③ 暴力行為や脅し行為、及び泥酔して他の利用者や職員に迷惑をかける場合。
- ④ 指定場所以外での喫煙及び火気を使用する行為。
- ⑤ セクハラ等の他者が嫌がる行為、言動を行い、改善が見られない場合
- ⑥その他、管理規定で定められていることに反する行為をする事。

(4) 円満な退所のための援助

利用者が当施設を退所する場合には、希望により心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円満な退所の為に必要な援助を行ないます。

- ・適切な病院若しくは診療所、または地域包括支援センターへの紹介
- ・居宅介護支援事業者への紹介
- ・その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者への紹介

(5) ご利用者からの退所の申し出

入所中であっても、ご利用者（家族および身元引受人同意の上）から当施設の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までにその

旨を申し出るか、福祉事務所にて所定の手続きを行なってください。

1 4. 残置物引き取りについて

利用者が退園された後、当施設に残された入所者の所持品（残置物）を入所者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は「残置物引取人」に連絡のうえ、速やかに残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用は、入居者又は残置物引取人にご負担いただきます。

（残置物とは、現金・預金・印鑑等の貴重品である高価品を除く、衣類や日用品等です）
※高価品の引渡しは入居者本人に対して行ないませんが、死亡した場合には、相続人を代表する家族の立会いのもと残置物引取人に対し引き渡し致します。

1 5. 苦情・相談の受付について

(1) 当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情・相談受付窓口（担当者）

<職 名> 生活相談員 内田和陽・米津真澄

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

また、ご意見箱を各棟に設置しています。（2ヶ所）

(2) その他の苦情受付期間

○福祉サービス第三者委員会

代表氏名 鈴木 優子

電話番号 0987-23-6739

氏 名 門分 久美子

電話番号 0987-23-4772

氏 名 小野 小百合

電話番号 090-6636-3953

受付時間 午前8時30分～午後5時

（月曜から金曜まで）

(3) 行政機関その他苦情受付機関

○日南市長寿課 <所在地>日南市中央通一丁目1番地1

高齢者支援係 <電 話>0987-31-1162

介護保険係 <電 話>0987-31-1160

受付時間 8：30～12：00 13：00～17：15

○宮崎県国民健康保険団体連合会 介護保険事務局介護サービス相談係

<所在地>宮崎市下原町231-1

<電 話>0985-35-5301

<FAX>0985-25-0268

受付時間 8：30～12：00 13：00～17：15

16. 緊急時・事故時の対応

①緊急時の対応

- 容態の急変においては、健康相談医や協力病院との連携のもと、ご家族の意向を踏まえながら、必要な措置を講じます。

尚、園内で死亡、検死の必要性が生じ、主治医や協力機関の医師が対応出来ない場合は、他の病院の医師による検死となる事があります。

②事故時の対応

- 転倒やその他不測の事故により、骨折、傷病等が発生した場合、相談医との連携のもと、ご家族の意向を踏まえながら、必要な措置を講じます。

③地震、火災、その他の災害等

- 地震防災応急計画等にのっとり、入居者の生命安全のために、適切な応急活動を行います。災害時には、通信手段が分断される場合があります。ご留意下さい。

④関係市町村・家族への連絡

- 上記の緊急事態や事故が発生した場合は、速やかに当該家族へ連絡するとともに、詳細を記した文書にて関係市町村へ報告いたします。併せて、介護事故に関して予防策を講じ、再発防止に努めます。

17. 損害保険の加入及び内容

当施設は入所利用にともなって、当施設の責に帰すべき事由により、入居者に生じた損害について賠償いたします。

但し、入居者にも故意、又は重大な過失が認められる場合には、当施設の損害賠償責任を減じることもあります。

18. 個人情報の取り扱い

《個人情報保護に対する基本方針》

社会福祉法人敬和会は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

記

- 1 個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2 個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- 3 個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- 4 あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5 個人情報を正確な状態に保つとともに、漏洩、滅失、または毀損などを防止するため、適切な処置を講じます。
- 6 本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申し出があった場合は速やかに対応します。
- 7 個人情報の取り扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8 個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- 9 この方針を実行するため、個人情報保護規定を定め、これを職員に周知徹底し、確実に実施します。

平成17年4月1日制定
社会福祉法人 敬和会
理事長 谷口 弥三郎

《個人情報の利用目的》

養護老人ホーム和幸園（一般型特定施設入居者生活介護指定施設）は、入所者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。また、あらかじめ入居者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは絶対に致しません。

【入所者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 養護老人ホーム和幸園内部での利用目的

- ①当施設が入居者に提供する介護サービス
- ②介護保険事務等に係る提出書類
- ③介護サービスの利用にかかる当施設の運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理　・会計、経理
 - ・事故等の報告　　・当該入居者の介護、医療サービスの向上

2. 関連機関への情報提供を伴う利用目的

- ①行政機関との連携・照会への回答
- ②認定調査・状況調査及び措置変更時の他施設への情報提供
- ③入居者の診療等に当たり、外部の医師の意見助言を求める場合
- ④病院・診療所・薬局等へ紹介する場合の情報提供
- ⑤審査支払機関または保険者への書類提出および照会への回答
- ⑥公費負担サービスに関して、行政機関への書類提出や照会への回答
- ⑦損害賠償責任保険などにかかる保険会社等への相談または届出等
- ⑧外部監査機関への情報提供

3. 上記以外の利用目的

- ①広報活動および施設内における行事等の写真掲示や作品展示
- ②当施設内において行われる学生等の実習およびボランティアへの協力
- ③居室や車椅子等その他私物への氏名の明記及び認知症入居者の居室案内表示
 - ④当施設において行われる事例研究
- ⑤家族及び身元引受人への近況報告

【その他介護関係法令において作成・保存が義務付けられている記録類】

- ①ケアプラン
- ②入居者の処遇計画及び支援サービスを行なった具体的な処遇の内容等の記載
- ③身体拘束に関する記録
- ④苦情内容・苦情処理内容等の記録

平成 18 年 10 月 1 日制定

養護老人ホーム和幸園
園 長 吉本 延文

同 意 書

令和 年 月 日

和幸園特定施設の入所に際し、別紙「重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 敬和会 和幸園特定施設

説明者職名

説明者 氏名 ⑩

私は、別紙「重要事項説明書」に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、養護老人ホーム和幸園の入所に同意しました。以後、サービス提供に関する必要な個人情報については、「個人情報保護に対する基本方針」及び「個人情報の利用目的」に添って取り扱われることに同意します。

入園者氏名 ⑩

代理人（残置物引受人） 住 所

氏 名 ⑩

重度化した場合の対応に係る指針

1 医師や医療機関との連絡体制について

- ・主治医や看護職員と連携を図り、指示のもと対応します。

2 入院期間中における費用の取り扱いについて

- ・入所者負担金は月額お支払頂きますが、入院日用品費として4月～10月は月額¥23,150、11月～3月は¥24,130を支給いたします。一ヶ月満たない時は日割となります。

3 看取りに関する考え方

- ・看取り期（終末期）をどこで過ごし、どこで「死」を迎えるのか、利用者や家族にとって重大な関心事となります。
利用者の病状や、利用者・御家族の意向等様々な条件があり、それらを考慮した上でのご判断となります。
利用者が終末期を迎えた場合、安らかな死を迎えることが出来るよう、ご家族や主治医、介護スタッフ等と終末期の迎え方を相談の上「看取り」の方法を一緒に考えていきます。

以上について、説明を受け、同意します

入園者名 ㊟

ご家族氏名 ㊟